

議第24号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第6中

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この表において「法」という。）第7条第1項の規定に基づき交付を受けた通知カードの再交付	円 500
法第17条第1項の規定に基づき交付を受けた個人番号カードの再交付	800

を

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項の規定に基づき交付を受けた個人番号カードの再交付	800円
--	------

に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。